

BUSINESS
ビジネス

意外と知らない 米国裁判

第3回

【ディスクバリー手続き】

ディスクバリー（開示）手続きは、米国における裁判の過程において、最も重要な手続きである。この手続きを通じて、訴訟当事者、つまり原告と被告のそれぞれが、相手方から自分に有利な判決を得るべく、裁判の争点にかかわる証拠を集めることになる。ディスクバリーには、書面とインタビュ形式の2通りがある。

を知りながら、欠陥のあるコンピュータを売った」と訴えた。A氏は、B社のコンピュータから発火したという事実以外は何も分かっていない。しかしそれだけでは、B社の損害賠償責任を追及するには不十分である。「B社のコンピュータに欠陥は無かった。A氏はそのコンピュータを高熱を発するほかの電子機器の上で使っており、それ

く。例えば質問書に、「質問1…開発に携わった社員はどれか」「質問2…バッテリーを納入したのはどの会社か」「質問3…製品テストが行われたのはいつ、どこで、だれだったのか」などの質問を列挙するのである。これに対して被告であるB社は、書面で回答しなければならぬ。もちろん真実と異なる回答をすれば偽証罪に問われるため、嘘

例えば、「製品テストの結果レポート」「バッテリーメーカーとの契約書」「B社がコンピュータの発火の危険を認識された時期に、社内で行われたメールのコピー」などの提出を要求するのである。もちろんB社は、もしこれらの文書が存在するのであれば、A氏側に提出しなければいけない。

任を負うことになり「さか」といった内容のメールを送った」とする。このような文書は、B社が実のところコンピュータが発火する可能性を知っていた、という事実を示す重要な証拠となり得る。もしA氏がB社への文書提出要求において、このメールを提出するよう要求した場合には、B社はそれを拒むことはできない。

大橋 弘昌氏

大橋&ホーン法律事務所
パートナー

慶応義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。

電話：646-257-3680
URL：www.ohashiandhorn.com



よく「製品テストの結果レポート」を出せば、当社が発火の危険について認識していたことが明らかになってしまいます。これらのレポートは無かったものとして、「製品テストレポートは存在しません」と返事をしたのですが、可能ですか」と問う企業がある。残念ながら答えは「ノー」だ。要求された文書が存在するにもかかわらず「そのような文書は存在しない」と返事をすれば、偽証罪となる。そのような状況に陥らないためにも、社内文書はもちろん、社内外のメールさえも、万が一裁判が起きた場合に備えて、相手方や裁判官、陪審員に見られて困るようなものは、日ごろから作らない方がよい。

しかしこのメールが、B社の社員X氏から、弁護士宛てに送られていたとしよう。つまりB社の社員X氏が、「火災のリスクを認識したまま出荷し、後日、実際に火災が発生した場合には、より重い損害賠償責任を負わなくてはならない」という事実を知らず、弁護士に「このメールは、Attorney-Client Privilege 文書として開示を免れ得るのだ。」

をについてはいけない。

2 文書提出要求 (Document Production Request)

文書提出要求 (Document Production Request) も、インタロガトリーズの一つである。これにより、訴訟の相手方に対して証拠文書の提出を要求する。

3 弁護士・クライアント間の秘密特権 (Attorney-Client Privilege)

「Attorney-Client Privilege」は、日本語で「弁護士・クライアント間の秘密特権」と訳される。これは、クライアントと弁護士との間でやり取りされた文書は開示要求の対象外、ということである。

余談であるが、この法律は、考えてみるとおかしなルールである。法律上では、夫婦や親友間でのやり取りも、すべてディスクバリーの対象となる。場合によっては、おちおち本音で話もできないわけだ。しかし弁護士とのやり取りだけは例外となる。弁護士とは腹を割って話をしても、開示の対象になることは無い。このような法律の存在もまた、米国が「弁護士社会」と呼ばれるゆえんなのであろう。

1 質問書 (Interrogatories)
書面によるディスクバリーを、質問書 (インタロガトリーズ (Interrogatories)) と言う。例えばB社のラップトップ・コンピュータが発火し火事になって、A氏がやけどを負ったとしよう。そしてA氏はB社を「発火する可能性

が原因で発火した」、などとも言われ兼ねない。B社に責任を負わせるには、B社が、「どのパソコン部品メーカーを使用したのか」「コンピュータの安全性についてどのようなテストをしたのか」「社員はその危険性について、いつ認識したのか」といったことを知る必要がある。このような事実関係を、質問書を通じて明らかにしてい